無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十一年十一月十一日

一　墳墓等所在地　兵庫県宝塚市青葉台一丁目二五番八四号

一　墳墓等の名称　昭和霊園　池本家之墓

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二七号　関電不動産株式会社　代表取締役社長　篠丸　康夫

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 21 年 11 月 11 日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①トラフィック株式会社　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２―1192号　④トラフィック株式会社　愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字郷前37番地　代表取締役　森和美　⑤江南営業所　江南市飛高町宮町58―２　⑥平成18年２月27日　⑨平成21年10月13日　⑩1100万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字郷前37番地　トラフィック株式会社　代表取締役　森和美

B　①コート・ホテルズ・アンド・リゾーツ株式会社　②第２種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第２―885号　④コート・ホテルズ・アンド・リゾーツ株式会社　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番１号　⑥平成18年９月26日　⑧平成21年10月18日　⑩1100万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番１号　コート・ホテルズ・アンド・リゾーツ株式会社　代表取締役　山崎宏治

B　①株式会社クリエイティブヨーコ　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３―259号　④株式会社クリエイティブヨーコ　長野県長野市大字高田667番地16　代表取締役　小林忠良　⑤本社営業所　長野県長野市大字高田667番地16　⑥昭和59年９月27日　⑧平成21年９月26日　⑩250万円　⑪長野県知事　⑫長野県長野市大字高田667番地16　株式会社クリエイティブヨーコ　代表取締役　小林忠良

B　①株式会社ルックランド　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―878号　④株式会社ルックランド　名古屋市東区葵２丁目11番18号　代表取締役　長縄正夫　⑤営業所　名古屋市東区葵２丁目11番18号　⑥平成８年３月25日　⑧平成21年３月25日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市中区丸の内３丁目20番２号　株式会社ルックランド　破産管財人弁護士　山田亮治

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 21 年 11 月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①株式会社北陸チューリップ　②第２種旅行業　③富山県知事登録旅行業第２―225号　④株式会社北陸チューリップ　富山市奥田本町８番24号　代表取締役　島倉正　⑤本社営業所　富山市奥田本町８番24号　⑥平成12年２月１日　⑦平成21年10月２日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①愛信企業観光　②第３種旅行業　③高知県知事登録旅行業第３―25号　④片岡迪夫　高知市中須賀町69番地　⑤本社営業所　高知市中須賀町69番地　⑥昭和47年10月12日　⑦平成21年10月12日　⑧60万円　⑨300万円

A　①日光ツーリスト　②第２種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第２―607号　④矢野目克巳　日光市石屋町４番地14　⑤本社営業所　日光市石屋町４番地14　⑥平成16年７月27日　⑦平成21年10月22日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①新日本旅行サービス株式会社　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２―2189号　④新日本旅行サービス株式会社　岸和田市別所町一丁目９番１号　代表取締役　安田由紀　⑤本社営業所　岸和田市別所町一丁目９番１号　⑥平成17年２月23日　⑦平成21年10月20日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①株式会社塚原観光旅行センター　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２―256号　④株式会社塚原観光旅行センター　猿島郡境町大字長井戸字南前211番地１　代表取締役　塚原寿夫　⑤本社営業所　猿島郡境町大字長井戸字南前211番地１　⑥昭和55年６月10日　⑦平成21年10月19日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①株式会社東武観光川口案内所　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２―180号　④株式会社東武観光川口案内所　川口市上青木西二丁目２番７号　代表取締役　須藤勝彦　⑤本社営業所　川口市上青木西二丁目２番７号　⑥昭和44年10月９日　⑦平成21年10月８日　⑧220万円　⑨1100万円

以上６件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博